令和6年3月農業委員会定例会議事録

日時 令和6年3月25日(月)午後1時30分~午後2時54分

場所 | さぬき市役所3階301・302

議事録署名委員の指名について

日程第1 諸報告

日程第2 農地法第3条に基づく申請審議について (会長提出議案第1~8号)

日程第3 | 非農地証明願いについて (会長提出議案第9~14号)

日程第4 農地法第4条に基づく申請審議について (会長提出議案第15号)

日程第5 農地法第5条に基づく申請審議について (会長提出議案第16~19号)

日程第6 農用地利用集積計画の審議について (会長提出議案第20号)

日程第7 | 農業経営改善計画の審査について (会長提出議案第21号)

日程第8 青年等就農計画の審査について (会長提出議案第22号)

日程第9 その他

出席委員 1 山下加代子 2 吉原博美 3 眞田幸隆 4 蓮井セツ子 5 松岡浩二

6池田幸嗣 7大塚ノブ子 8林 文夫 9藤井 修 10樫村浩二

11 十川隆行 12 寒川孝志 13 戸田修治 14 長田禎二 15 細川和美

16 岩澤佳宣(会長職務代理者) 17 芳竹和政(会長)

欠席委員 | なし

事務局 山下智資事務局長 頼冨伸次副主幹 松本美佳係長 藤川英祐主査

農林水産課 玉木省三副主幹

長寿介護課 蓮井敏彦課長補佐

農地機構 | 西渕建一農地集積専門員 猪熊正農地集積専門員

傍聴者 なし

事務局

ご案内の時刻が参りましたので、今現在、16名の方が出席ですけども、1名、●●さんにつきましては後から出席いただけるということでご連絡いただいとるんで、ただいまより令和6年3月農業委員会の定例会を開催させていただいたらと思います。進行につきましては、芳竹会長のほうでよろしくお願いします。

お時間を頂きまして、ここでご挨拶させてもらうんですけど、新聞等でご存じかと思いますけども、この4月1日付で人事異動が発表されまして、農業委員会事務局で私だけが異動することになりまして、いろいろと皆様方にはお世話になりまして、この場をお借りしましてご挨拶させていただきます。ありがとうございました。

議長 (会長)

改めまして、皆さん、こんにちは。

先ほど事務局長からご挨拶ありましたように、大変、僕にしてははもう初めからずっと、8年ぐらいですか、付き合いがあります。本当に残念でならないんですけども、本人、課長に昇格ですか、ちょっとの段階、昇格なされますので、おめでとうございます。どうもありがとうございました。

それでは、日増しに暖かさを感じる今日この頃ですが、皆様におかれましては何かとお忙しい中、農業委員会定例会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日ですが、本年度最後の定例会となります。昨年7月に改選して新しい 農業委員体制になり、皆様方の協力の下、農地パトロールや委員研修会への 参加、また、先日ありました農家相談など、農地利用最適化の活動に取り組 むことができました。来年度におきましても地域に根差した活動ができるよ う取り組んでまいりたいと思っていますので、皆様のご協力をよろしくお願 い致します。

さて、本日、定例会終了後に全国農業会議所及び香川県農業会議の担当者から情報事業の普及推進ということで説明を頂くことになっておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

それでは、座って進行させていただきます。

なお、本日提案します案件につきましては、事前に各地区で現地確認し、 調査いただいていると思いますので、よろしくお願い致します。

なお、本日、青年等就農者の新規の案件がありまして、事前に各地区の代表者と会長職務代理者、私の7人で聞き取り調査を行っていますので、後ほど地区代表者から報告いたしますので、どうぞよろしくお願い致します。

それでは、本日の出席は17名中、遅れて来る1人を含めまして17名全員の出席でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、全員の出席ですので成立することを宣言致します。

では、議事録署名委員の決定ですが、私のほうから指名致します。それでは、2番 吉原委員、3番 眞田委員、両委員さん、お願い致します。

では、本日の日程に沿って進めさせていただきます。

日程第1 諸報告。事務局より報告をお願いします。

事務局

別紙A4の資料1ページの農地法第18条第6項に基づく通知についてを ご覧ください。これは賃借権を中途解約するもので、1件受理しています。

報告第1号、貸人、●●●、●●●●●様、借人、●●●●●●●●、●● ●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●● 小作の解消のためです。

続きまして、別紙A4の資料2ページ裏側になりますが、使用貸借終了農地返還通知をご覧ください。これは使用貸借権を中途解約するもので、3件受理しています。

報告第2号、貸人、●●●●、●●●様、借人、●●●●、●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●■■番です。解約理由は貸人の要望のためです。

報告第3号、貸人、●●●●●●●●●●●様、借人、●●●●●●、● ●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●● めです。

以上で報告を終わります

議長 (会長)

事務局の報告が終了致しました。

日程第2 農地法第3条に基づく申請審議について、会長提出議案第1号から第8号を議題とし、一括上程致します。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

今月の3条の案件は8件ございまして、面積にして10,509㎡の17 筆です。議案書1ページからでございます。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●●●●●の南西約500mに位置しております。譲受人は現在、●●●にお住まいですが、申請地に隣接する宅地に移住予定であり、現在も申請地の維持管理を行っております。申請地においては果樹や野菜を作付する計画です。

続きまして、会長提出議案第2号について、ご説明させていただきます。 地区番号3、受付年月日、令和6年3月1日。譲渡人、●●●●●●●● ●、●●●●様、譲受人、●●●●、●●●●様。申請地、●●●●●● ●●番●、台帳地目、現況地目ともに田、地積223㎡。譲渡人の申請事由は経営縮小、譲受人の申請事由は経営規模の拡大。権利は所有権の移転を伴うもので、面積は4,672㎡、受人従事数は2人です。なお、申請地の地積223㎡のうち61㎡につきましては、農業用倉庫として農地法制限除外の農地の異動届が提出されております。資料と致しましては2ページになります。

申請地は、さぬき市 \oplus 、 \oplus \oplus \oplus \oplus \oplus \oplus \oplus \oplus の南東約460 mに位置しております。譲受人は申請地周辺にも農地を所有しており、経営農地の保全管理を行っております。

申請地は、さぬき市 \oplus 、 \oplus \oplus \oplus \oplus の北西約850 mに位置しております。譲受人は現在、 \oplus \oplus \oplus \oplus にお住まいですが、申請地に隣接する宅地に移住し、申請地においては野菜を作付する計画です。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●●の東約900mに位置しております。●●●●●●●●の解散に伴い、清算人から個人へ所有権を移転する申請で、譲受人は申請地周辺にも農地を所有しており、経営農地の保全管理を行っております。

- ●●●●●●●●が自転車置場として転用許可を受けており、そこで法人、
- ●●●●さんへ所有権を移転した後に、地目変更をしておらず、県道の拡幅 により農地が分筆・買収されて面積が小さくなり、畑として利用し始めたものと思われます。

申請地は、さぬき市 \oplus 、 \oplus \oplus \oplus \oplus \oplus \oplus \oplus の西約1.3 km に位置しております。譲受人は申請地周辺にも農地を所有しており、経営農地の保全管理を行っております。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●●●●●●●●の南西約550m に位置しております。譲渡人と譲受人は親戚関係で、申請地付近の宅地ごと 所有権を移転し、その宅地を拠点として農地を管理するとのことです。申請 地においては果樹を作付する計画です。

申請地は、さぬき市●・、●●●●●●●●●●の南約720mに位置しております。譲受人は譲渡人の孫であり、農地の生前贈与を受けるため申請に至りました。稲作の手伝い程度の農業経験があるとのことで、農業機械等は譲渡人が所有しているものを使用し、申請地においても稲作を行う計画です。

以上です。

議長 (会長)

事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案については、●●地区、

●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果

の報告をお願いします。

●●地区からお願いします。

山下加代子委員

19日に現地確認に行ってきました。もうきれいに草も何もしてなかって、すぐ家庭菜園ができる状態になっていましたので、よろしいかと思います。よろしくお願いします。

議長 (会長)

続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

林文夫委員

17日、日曜日ですか、推進委員と2人で一緒に見てきましたけども、この3条案件に関しましては、隣の田と一緒に耕していくんだろうということなので、問題ないと思いました。どうぞよろしくお願いします。

大塚ノブ子委員

第3号議案につきましてご報告致します。私たち3月23日に現地確認に参りました。田んぼ2枚です。既にもう家庭菜園とニンニクが植えられてましたけれども、これは前の田んぼの持ち主が作っているそうです。この●● からおいでる●さんは、その後を受けるそうです。家族ともども、家も買ってこちらへ来るそうです。私たちよろしいのではないかと認めることにしました。よろしくご審議いただきたいと思います。お願いします。

議長(会長)

続いて、●●地区、お願いします。

十川隆行委員

4号議案ですけども、4号議案、5号議案。4号議案も5号議案も説明したとおりです。別段問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長 (会長)

続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

戸田修治委員

第6号議案は、両隣が他人さんが耕作している土地なもので、公道退回なんかも計画されとるみたいで、特段の問題はありません。

それから、7号議案についてはちょっと、●●の親戚ということで、筆数も9筆に分かれていまして、県道●●●の交通量の激しいところですので、農機具や何か、これ話聞いてると果樹園ですかね。果樹園だったら別段、トラクターが走り回るという話じゃない、草刈り機ぐらいだと思いますけど、その辺さえクリアすれば、別段問題ないと思います。日当たりもいい、桃畑がいっぱいあるとこでして。

それから、8号議案については、●●●ということですけど、何かお孫さんということで、別段問題ない。農機具や何かも、●●から来るいうたら問題ですけど、既にもうこの辺でやられとるみたいですので、特段問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長 (会長)

地区代表委員の報告が終わりました。議案第1号から第8号について、質

疑等がありましたら、ご発言を認めます。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長 (会長)

ないようですので、議案第1号から第8号につきましてお諮りします。議 案第1号から第8号について異議ありませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長 (会長)

それでは、議案第1号から第8号を原案のとおり認めることと致します。 日程第3 非農地証明願いについて、会長提出議案第9号から第14号を 議題とし、一括上程致します。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、非農地証明願いについてご説明いたします。議案書の3ページをお開きください。今回の非農地証明案件は6件ございます。対象農地は12筆で、地積は1, 548㎡です。

それでは、個別案件についてご説明させていただきます。

会長提出議案第10号、地区番号2、受付年月日、令和6年3月1日。申請人、●●●●●●●、●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●● ●他1筆です。台帳地目、1筆田、1筆畑、現況地目、全筆宅地、合計地積75㎡です。申請理由は、狭小農地で耕作不能な状態であるためです。お手元の資料11ページ、12ページをご覧ください。

 ご確認ください。

概要でございますが、さぬき市ullet ullet llet l

会長提出議案第12号、地区番号3、受付年月日、令和6年3月1日。申請人、●●●、●●●●●様、申請地、●●●●●●●●番●です。台帳地目田、現況地目道路、地積62㎡です。申請理由は、農道として利用しているためです。お手元の資料16ページ、17ページをご覧ください。

概要でございますが、さぬき市ullet ullet ull

会長提出議案第13号、地区番号4、受付年月日、令和6年3月1日。申請人、●●●●●、●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●番●他1筆です。台帳地目、田1筆、畑1筆、現況地目雑種地、地積286㎡です。申請理由は、急斜面等で耕作不能な農地であるためです。お手元の資料18ページ、19ページをご覧ください。

概要でございますが、さぬき市 ullet 、 ullet ullet ullet から東約920 mに位置しております。令和元年に相続により申請地を取得しております。申請地は、平成2年の土地改良法の換地処分まで2筆で1,196 mの農地でしたが、そのうちの4分の3以上の土地が換地処分となり、残された農地は急斜面ののり面等で耕作不能である農地であるため、申請に至りました。位置図は資料18ページ左側、写真方向図は資料18ページ右側、現況写真は資料19ページになるのでご確認ください。

会長提出議案第14号、地区番号5、受付年月日、令和6年3月1日。申請人、●●●●●●●、●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●● です。台帳地目畑、現況地目山林、地積253㎡です。申請理由は、平成9年頃から25年以上耕作不能な状態が継続し、山林化したためです。また、申請地は再生利用が困難と見込まれる荒廃農地に分類された土地赤判定と確 認されております。お手元の資料20ページ、21ページをご覧ください。

概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●●●●●●から南西約550mに位置しております。平成28年に相続により申請地を取得しております。申請地は申請者の両親が耕作を行っていましたが、高齢により耕作が困難となり、平成9年頃から耕作放棄となり山林化しました。位置図は資料20ページ左側、写真方向図は資料20ページ右側、現況写真は資料21ページになるのでご確認ください。

説明は以上です。

議長 (会長)

事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案については、●●地区、 ●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果 の報告をお願いします。

●●地区からお願いします。

松岡浩二委員

会長提出議案第9号と第10号、同じ方の申請です。先ほど事務局が説明 されましたけど、3月21日に現地確認を行いました。説明されたとおりの 内容でございますので、特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長 (会長)

続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

大塚ノブ子委員

第11号についてご報告致します。私たち3月23日に現地確認を行いました。4件の畑と田がありますけれども、一番上の●●●番●、それと3番目の●●●番●、その次の●●●番●、この3筆は竹とか雑木で山林化しておりました。その間の●●●番●、畑240㎡なんですけれども、これは柿の木が植わっておりました。大変立派な柿の木です。それで、その下草も手入れした跡がうかがえます。それで私たち、皆さんで考えたんですけれども、これは山林化と認められん、果樹園ということにしようとなったんですけれど、よろしくご審議をお願い致します。

その次の第12号につきましては、これも同じ●●さんですけれども、この田62㎡が道路になっていますけれども、これは今度●●からおいでる●さんが、この田んぼの奥に住まいがあります。その家を買っております。●さんがその家を買って生活するのに、この道路がちょうどいいと思います。今までだったら細かったと思いますけれど、今は普通車も通ります。十分です。よろしくお願い致します。

議長 (会長)

続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

十川隆行委員

13号議案につきまして、これ全員で見てまいりました、先日。説明どおりで、写真にも載っとるとおり、ほぼ斜面の土地という感じです。問題なかろうと思いますので、よろしくお願いします。

議長 (会長)

続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

戸田修治委員

14号議案につきましては、周辺も山林化しており、ここやいうて、土地 がここやというポイントがはっきりしませんけども、もう全体に山林化して いるので、特に問題ないかと思います。

議長 (会長)

ありがとうございました。地区代表委員の報告が終わりました。

つきまして、第11号の1039番1、その件について皆様のご意見を伺いたいと思います。地区代表員の報告では果樹園ということですが、どう致しましょうか。

どうぞ。

眞田幸隆委員

先ほど事務局のほうから、この4筆で、現地を見たときに赤判定という話 を何かされたと思うんですけど、そこらとの関係はどう解釈したらいいんで すか。

議長 (会長)

ちょっと待ってください。今、赤判定かどうか調べています。

大塚ノブ子委員

事務局

今、確認していますので。

議長 (会長)

暫時休憩致します。

休 憩

議長 (会長)

それでは再開致します。

●●●●番●はそのまま畑として置いとくということで。

それでは、議案第9号から第14号につきまして質疑等がありましたら、 発言を認めます。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長 (会長)

それではお諮り致します。議案第9号から第14号について異議ありませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長 (会長)

日程第4 農地法第4条に基づく申請審議について、会長提出議案第15 号を議題とし、上程致します。

それでは、事務局の説明をお願い致します。

事務局

今月の4条の案件は1件ございまして、面積にして415㎡の1筆です。 それでは、ご説明致します。議案書5ページでございます。

会長提出議案第15号、地区番号3、受付年月日、令和6年3月1日。申請人、●●●●、●●●様、申請地、●●●●●●●●●●番●、台帳地目、現況地目ともに田、地積415㎡。転用目的、貸駐車場用地、工事着完予定年月日、令和6年5月1日から令和6年6月15日。農地区分、第3種農地、用途区分、第一種住居地域。資料と致しましては22から23ページで、位置図を22ページの左側に掲載しております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●●●●●の南約340mに位置し、隣接については、道路及び水路に接しております。申請人はご高齢で耕作が困難となり、当該農地の管理に苦慮していたところ、近隣の診療所から申請地を駐車場として利用する旨の申し込みがあったため、貸駐車場としての転用申請に至りました。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。

以上です。

議長 (会長)

事務局の説明が終了致しました。なお、本議案については●●地区の関係 案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。

林文夫委員

17日の日曜日、推進委員と一緒に見てまいりましたけども、貸駐車場とするということで、問題はないんですけども、込み入った事情がいろいろあったみたいで、周りの関係がありまして、今置いとる人もいいということでございます。整形外科が発展するので、利用者もいるからなくならないとは思いますけども、特にこれ以上は言いません。

議長(会長)

地区代表委員の報告が終わりました。第15号につきまして質疑等がありましたら、発言を認めます。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長 (会長)

ないようですので、議案第15号につきましてお諮りします。議案第15 号について異議ありませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長 (会長)

それでは、議案第15号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致 します。 日程第5 農地法第5条に基づく申請審議について、会長提出議案第16 号から第19号を議題とし、一括上程致します。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

今月の5条の案件は4件ございまして、面積にして752㎡の6筆です。 それでは、個別の案件についてご説明致します。議案書6ページでござい ます。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●●●●の北約440mに位置し、隣接については、宅地、山林、ため池及び道路に接しております。譲受人は製造・販売業を営む法人であり、譲渡人が代表取締役を務めております。現在、譲渡人の自宅敷地内に作業所がありますが、手狭となり、申請地に使用貸借権を設定し工場用地として転用するため、申請に至りました。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●●●●の北約450mに位置し、隣接については、田、宅地及び水路に接しております。申請人は申請地に隣接する宅地にお住まいで、子供が成長し、現在の駐車場が手狭となったため、宅地を拡張し、駐車場や物置、洗濯物干し場のスペースを確保するため、転用申請に至りました。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●●●の北約4

50mに位置し、隣接については、田及び宅地に接しております。申請人は申請地に隣接する宅地にお住まいで、子供が成長し、現在の駐車場が手狭となったため、宅地を拡張し、駐車場や物置、洗濯物干し場のスペースを確保するため、転用申請に至りました。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●●●●の北約450mに位置し、隣接については、田及び宅地に接しております。申請人は申請地に隣接する宅地にお住まいで、現在、居宅の南側の日当たりが悪く、日照条件のよい洗濯物干し場を確保するため、転用申請に至りました。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。

以上です。

議長 (会長)

事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案については●●地区の 関係案件ですので、代表委員からの報告をお願い致します。

戸田修治委員

16番については、●さんの所有する会社の工場用地ということで、お客さんも見えられると思います。それから、17から18、19号については、 先ほど事務局が言われたように、日照条件が悪いから、南側で、駐車場には 多分ならんと思いますが、物干し程度だったら十分乾くと思いますけど、問題ないと思います。よろしくお願い致します。

議長 (会長)

地区代表委員の報告が終わりました。議案第16号から19号につきまして質疑等がありましたら、発言を認めます。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長 (会長)

ないようですので、議案第16号から第19号につきましてお諮りします。 議案第16号から第19号について、異議ありませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長 (会長)

それでは、議案第16号から第19号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。

日程第6 農用地利用集積計画の審議について、会長提出議案第20号を

上程致します。

なお、今月の議案で、農地中間管理事業対象農用地等総括表の28番から32番が●の関係議案になり、除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。

では、事務局から説明を求めます。

事務局

会長提出議案第20号について、ご説明致します。

農地の貸し借りについての説明で、議案書7ページから9ページの説明となります。

個人が18件、中間管理機構12件の合計30件となっております。30件のうち新規11件、再設定19件となっております。30件のうち賃借権5件、使用貸借権25件となっております。

賃借権の内訳としまして、8,658円1件、5,000円2件、3,00円2件となっております。

期間は、10年7件、6年8件、5年10件、3年9か月1件、3年1件、 2年1件、1年2件となっております。

続きまして、農地中間管理事業対象農用地等総括表の委員さんの案件を除いた27件についてご説明致します。別紙のA3の総括表をご覧ください。

貸付先は、個人19件、法人8件となっております。設定する権利等の種類は、賃借権3件、使用貸借権24件となっております。期間は、10年8件、6年17件、5年2件となっております。利用内容は、水稲、麦、露地野菜の作付となっております。

説明は以上です。

議長 (会長)

説明が終了致しました。質疑に入ります。なお、本案件につきましては案件も多く、時間がかかりそうですので、一括して質疑に入ります。質疑等ある場合、整理番号を指定の上、ご発言願います。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長 (会長)

それでは、農地中間管理事業対象農用地等総括表の2番から32番を除く 議案第20号について原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長 (会長)

それでは、農地中間管理事業対象農用地等総括表の2番から32番を除く 議案第20号について原案のとおり認めることと致します。

続きまして、農地中間管理事業対象農用地等総括表で、●の関係案件である28番から32番の審議に入りますので、議事進行を職務代理にお願い致します。

議長(会長職務代理)

それでは、●●委員の退席を求めます。

(●●委員 退席)

議長(会長職務代理)

では、事務局から説明をお願いします。

事務局

農地中間管理事業対象農用地等総括表についての委員さんの案件は5件で、賃借権5件となっております。期間は10年5件となっております。利用内容については、水稲、麦の作付となっております。

以上です。

議長(会長職務

説明が終わりました。質疑等ありませんか。

代理) 全委員

「質疑なし」との声あり。

議長(会長職務

なければ、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

代理)

全委員

「異議なし」との声あり。

議長(会長職務

原案のとおり認めることと致します。

代理)

では、退席されている●●委員の再入場を認めます。

(●●委員 着席)

議長 (会長)

それでは、日程第7 農業経営の審査について、会長提出議案第21号を 議題と致します。

それでは、事務局より説明を求めます。

事務局

会長提出議案第21号、1番の●●●●●●●●ですが、住所は、●●●●

●●●●●●●●●番地●です。設立年月日は●●●●年●月●日です。

別紙の経営改善計画を参照してください。

①農業経営体の営農活動の現状及び目標の(1)営農類型としましては、酪農をしております。

②農業経営の規模拡大に関する現状及び目標としまして、(1)生産につきまして、乳用牛の飼養頭数の現状が280頭で生産量が2,500tですが、5年後の飼養頭数は300頭で生産量2,700tに増やします。飼料作物の作付面積の現状が100aで生産量が60ロールですが、5年後、変更はありません。仔牛の販売は、飼養頭数が現状45頭で生産量が250頭ですが、5年後は生産量を300頭に増やす予定です。(2)農畜産物の加工・販売としまして、作業受託(WCS刈取り)の売上が1,000万円のところ、5年後1,200万円に増やします。(3)農用地及び農業生産施設につきましては、アの農用地で借

入地の田が現状300aですが、5年後、変更はありません。

今後の取組としまして、飼養頭数の増加を図り、生産量を増やします。また、作業受託面積の増加を図り、収量の向上を図ることにより農業所得の向上を目指します。現状の年間所得902万円のところ、5年後992万円を目指します。 経験も実績もある農業者ですので、認定農業者の継続認定についてのご審議を

経営改善計画を参照してください。

よろしくお願いします。

- ①農業経営体の営農活動の現状及び目標の(1)営農類型としましては、複合経営になります。
- ②農業経営の規模拡大に関する現状及び目標としまして、(1)生産について、 水稲(主食用)の作付面積の現状が640aで生産量が19,200kgですが、 5年後の作付面積は500aで生産量21,000kgに増やします。現状の単収 5俵のところ7俵を目指す予定です。水稲(飼料用)の作付面積の現状260a で生産量が10,400kgですが、5年後の作付面積は500aで生産量25, 000kgを目指します。小麦単作の作付面積の現状100aで生産量4,200 kgですが、5年後、生産量を4,500kgに増やします。小麦(二毛作)の作付 面積の現状530aで生産量22,260kgですが、5年後の作付面積600a で生産量27,000kgに増やします。二条大麦は作付面積の現状270aで生 産量12,150kgですが、5年後はこちらも栽培をやめる予定です。ブロッコ リーは作付面積の現状が50a、生産量3,000kgですが、5年後の生産量5, 000kg に増やします。メロンは作付面積6aで生産量1,800kgですが、5 年後、変更ありません。(3)農用地及び農業生産施設につきましては、アの農 用地で所有地の田は現状47 a ですが、5年後60 a に増やします。借入地の田 は現状976aですが、5年後1,146aに増やす予定です。畑は変更ありま せん。イの農業生産施設につきましては、パイプハウスの現状2棟の600㎡で すが、5年後、3棟900㎡に増やす予定です。倉庫1棟82㎡は5年後、変更 ありません。

今後の取組としまして、農地機構等を通じて条件のよい農地を集積し団地化を 図り、作業効率を高めます。麦類については栽培管理を徹底して行い、単収を向 上させることで所得の向上を図ります。現状の年間所得313万円のところ、5 年後418万円を目指します。

経験も実績もある農業者ですので、認定農業者の継続認定についてのご審議を よろしくお願いします。

経営改善計画を参照してください。

- ①農業経営体の営農活動の現状及び目標の(1)営農類型としましては、複合経営をしています。
 - ②農業経営の規模拡大に関する現状及び目標としまして、(1)生産について、

水稲(主食米)の作付面積の現状が250 a で生産量が10,500kgですが、5年後の作付面積は300 a で生産量12,600kgに増やします。水稲(飼料米)の作付面積の現状は420 a で生産量21,000kgですが、5年後も変更はありません。小麦二毛作の作付面積の現状は350 a で生産量14,700kgですが、5年後の作付面積は400 a で生産量16,800kgに増やします。小麦単作の作付面積の現状は20 a で生産量840kgですが、5年後、変更はありません。キャベツの作付面積の現状は70 a で生産量35,000kgですが、5年後の作付面積は20 a で13,000kgに減らす予定です。二条大麦二毛作を5年後までに作付面積200 a で生産量10,000kgに増やす予定です。(3)農用地及び農業生産施設につきましては、アの農用地で、所有地の現状が田342 a と畑1 a ですが、5年後、変更はありません。借入地の田の現状が336 a ですが、5年後の田は520 a に増やす予定です。

今後の取組としまして、農地機構等を通じて条件のよい農地を借り入れ、規模拡大を図ります。新たに二条大麦を導入することで農業所得の向上を図ります。 現状の年間所得281万円のところ、5年後407万円を目指します。

経験も実績もある農業者ですので、認定農業者の継続認定についてのご審議を よろしくお願いします。

別紙の経営改善計画を参照してください。

- ①農業経営体の営農活動の現状及び目標の(2)営農類型としましては、酪農をしています。
- ②農業経営の規模拡大に関する現状及び目標としまして、(1)生産について、 搾乳牛の飼養頭数の現状が77頭で生産量が616tですが、5年後の飼養頭数 77頭で生産量732tに増やします。肉用子牛の飼養頭数の現状は9頭で生産 量45頭ですが、5年後は飼養頭数10頭で生産量60頭に増やす予定です。
- (3) 農用地及び農業生産施設については、アの農用地で所有地の現状が田 4 a ですが、5年後、変更はありません。イの農業生産施設につきましては牛舎 3 棟 1,000㎡ですが、5年後、変更はありません。倉庫は2 棟 188㎡ですが、5年後、変更はありません。農舎は1 棟 100㎡ですが、こちらも変更はありません。堆肥化施設 1 棟 1,000㎡ですが、こちらも変更はありません。

今後の取組としまして、戻し堆肥の品質向上により、安定した乳質の生乳生産に努めます。現状の年間所得327万円のところ、5年後538万円を目指します。

経験も実績もある農業者ですので、認定農業者の継続認定についてのご審議を よろしくお願いします。

以上です。

議長 (会長)

事務局の説明が終了致しました。本議案については、●●地区、●●地区の関係案件ですので、地区代表から補足事項等がありましたら報告をお願いします。

●●地区代表委員から報告をお願いします。

十川隆行委員

●●地区の●●君に●●さん、●●さん、いずれも一生懸命やっております。 別に問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 (会長)

続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

戸田修治委員

●●さんところは牛の数が現状 7.7、それから目標で1.1年のときに7.7頭、それから肉用子牛も1頭増えただけで所得がそんな上がるかよう分からんのですけど。3.2.7万円を5.3.8万円。子牛は肉用ですから、1 頭増えたら大きく増える。所得が増える要因がよう分からんので、ちょっと引っかかりまして。

議長 (会長)

地区代表委員の報告が終わりました。議案第21号について質疑等がありましたら、発言を認めます。

どうぞ。

眞田幸隆委員

先ほど、1頭増えて、こんなに増えるんかという話があったんやけど、これ長町さんの、水稲の作付面積を落としとるじゃないですか。ほんで生産量は上げてますよね。それであれば、生産方式の合理化に関する現状と目標、ここに麦類だけじゃなく水稲、ほじゃけん米麦等についての栽培管理等の徹底とかそういう項目がなければ、面積が落ちて収量、生産量が増えとるのはどういう仕組みかなと思います。

事務局

今、現状の主食用米が多分10 a で 5 俵ぐらいですか、300 kg ぐらいなんですが、現状はそのぐらいらしいんですが、今後、生産を管理して7 俵は標準で取れるだろうということで、普及センターともヒアリングした結果、この数字で問題なかろうということでさせていただきました。

真田幸隆委員

だから、現状と目標のところにそれを追加して、麦は麦でええんだけど、 そういう項目に変えほうがいいと思います。

事務局

ありがとうございます。

議長 (会長)

ほかにございませんか。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長 (会長)

それでは、農業経営改善計画の審査について、議案第21号についてお諮り致します。 異議ありませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長 (会長)

それでは、議案第21号について原案のとおり承認することと致します。 日程第8 青年等就農計画の審査について、会長提出議案第22号を議題

とし、上程致します。

それでは、事務局より説明をお願い致します。

事務局

青年等就農計画を参照してください。

目標とする営農類型としましては、施設野菜のイチゴを生産する予定です。 経営の規模に関する目標としまして、作付面積の現状として、令和6年度が 11 aで生産量が880kgの計画ですが、5年後の作付面積は20 aで生産 量11,650kgに増やします。借入地の田が現状11 aで、5年後20 a まで増やします。

●●さんは、●●●でイチゴ栽培をしている●●●●●●●に平成30年7月から勤務されており、イチゴ栽培に関する知識や技術は問題なかろうかと思われます。●●の実家に戻り、イチゴ栽培をする予定です。施設につきましては、青年等就農資金や補助事業を活用して、これから準備していきます。現状の年間所得はありませんが、5年後329万円を目指します。

新たにイチゴ農家として独立し就農開始しますので、認定新規就農者のご 審議をよろしくお願いします。

以上です。

議長 (会長)

事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案については●●地区の関係 案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願い致します。

大塚ノブ子委員

先ほどヒアリングで本人とお会いしました。●●歳という大変若い、はつらつとした青年です。私が思うには、きっとやり遂げてくれると思います。イチゴを作るそうですけれども、ハウスは今から建てるそうです。どうぞ皆さん、応援してやってほしいと思います。よろしくお願いします。

議長 (会長)

地区代表委員の報告が終わりました。議案第22号につきまして質疑等がありましたら、発言を認めます。

はい。

真田幸隆委員

先ほどと一緒で、作付面積が11aが20aに5年度になるのに、収量が12倍もの量。これもさっきと一緒で何かの技術的なものがあるのかどうか、それを。

事務局

新規の場合、最初の年に収穫できる量がそれはもう少ないんです。年を重ねていって、ある程度の量が確保できるようになりますので、5年後の11,650kg は指標なんかである程度妥当な量やとは思うんですけど、1年目は

今から準備して12月31日までの収量になるので、1年間ではありませんので。

真田幸隆委員

正味そのまま11aも1年分取れんということやな。

議長 (会長)

ほやけん、10、11、12月で取れるのが880kg で、今から建てる、 夏場は取れんけん、作るだけやけんな。よろしいですか。

真田幸隆委員

はい。

議長 (会長)

ほかにございませんか。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長 (会長)

それでは、議案第22号につきましてお諮りします。議案第22号について異議ありませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長 (会長)

それでは、議案第22号を原案のとおり認めることと致します。 続きまして、人事異動で事務局の職員の異動がありましたので、追加議案 として、職員の任免について上程致します。

事務局

それでは、追加議案として、職員の任免についてでございます。

新聞等でもう既にご存じの方がおられると思いますが、令和6年4月1日 付の人事異動に伴いましてご報告をさせていただきます。

まず、私が令和6年3月31日付で農業委員会の事務局職員を解きまして市民課へ、また、後任として令和6年4月1日付で健康福祉部の長寿介護課から農業委員会事務局へ蓮井敏彦様が任命することとなりますので、報告いたします。

冒頭ちょっとご挨拶させてもろたんですけども、改めて皆様方に感謝の挨拶をさせていただきたいと思いますけども、私、平成28年4月に農業委員会事務局のほうに配属となりまして、令3年4月1日から事務局長を拝命しまして、農業委員会で8年間仕事をさせていただきました。

その間いろいろあったんですけども、大きな話でいえば、農業委員会法が 改正されまして選挙から任命制になったとか、最近では農地法が改正されて 下限面積がなくなって、そんな中で農業委員会活動をしなければならないと いうことで、委員の皆様につきましては大変ご苦労をかけたと思います。

委員の皆様方におかれましては、私の至らない点が多々あったと思い、大変ご迷惑をおかけしましたが、何とかここまでできたことにつきましては皆様方のご支援ご協力があったと思います。改めて感謝申し上げます。

4月1日からは市民課のほうへ異動になりますが、また皆様方とはお会いする機会があると思いますので、引き続きご指導ご鞭撻をお願い申し上げて、 挨拶とします。皆さん、本当にありがとうございました。

そして、今日、蓮井さんがこちらにおいでてもらっていますので、後任の 蓮井さんのほうから、こちらおいでていただいて、ご挨拶をお願いしたらと 思います。

長寿介護課

高いところから失礼致します。

この3月の人事異動で4月1日から農業委員会の局長に就任致します蓮井と申します。本当に山下局長の、長いことやられた方の後で、大変、私も責任が重くて、農業委員会のことが私、本当に今、知識が全くない状況ですので、今後勉強しながら、少しでも山下局長に近づけるように頑張っていきたいと思いますので、皆さん、また今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い致します。

議長 (会長)

本日上程の議案については以上です。

日程第9 その他で何かございませんか。

樫村浩二委員

ある人が、今、田んぼ作っとるんじゃけど、耕作民営化、耕うん関係は管理してくれる人がおって、その人に任しとるんだけど、その人がもうできん言われたら耕作放棄するしかないと公言されとる方がおるんですが、そなん言わずに、まあせないかんのちゃうかいうて言うんじゃけど、いや、機械もないしと言うんですよね。こんな場合どういうふうに対応したらええんかなと。何かいい方法、アイデアがあったら教えてもらいたい。

議長 (会長)

1つの案として、こちらへ報告するとか。

樫村浩二委員

いや、それも、どこもお腹いっぱいやけん多分いかんと思うんやけど。い やいや、どこもいっぱいやからね。多分、現状を見よっても分かるんだけど、 うまくいきよらんもんね、これがね。

農地中間管理 機構 それ、田んぼによったりして、いろいろと耕作者の方も条件もあったり、 それが合えば、もう田んぼも見ずに駄目ですと言うて回ったら。

樫村浩二委員

その場所が山間部なんです。ほんじゃけん絶対もう目に見えとんや。それだったらもう山林になるというのがね。ほんだら、それ、市なりが一応買い取って耕作して何かするとか、具体的な対応策も考えないといかんと思いますよ、これから。多分そういうあれはできんでしょう。ほんだら中間機構があるいうたって、どこか回すいうたって、なかなか借りてくれる相手もおらんですよね。今そんな問題がどんどん出てきよるから非常に心配なんですけど。

議長 (会長)

今、現状はほとんどそれが、中山間になったらそれがもうほとんどになってしもうてますわね。

樫村浩二委員

ほんならもう山林化はしょうないということ。

議長 (会長)

じゃ、●●さん、頑張って作ってやってや。

樫村浩二委員

若かったらな。あと20年若かったらいいけど、もう無理です。そやから、 そういう問題が何か考えないといかんね、本当に。そういう人が今後は増え てきよるから。

大塚ノブ子委

それがどんどん増えると、もうね。

員

樫村浩二委員

でしょう。

大塚ノブ子委

はい。

員

樫村浩二委員

ほんならもう全然いかん、ほなん言うたら。山林にせいが当たり前になってしまうんです。

岩澤佳宣委員

家ごとおらんようになる人がようけおる。

樫村浩二委員

そうそう、そうですよね。人口が減ってきよるんだから。

岩澤佳宣委員

もう年取って、親が1人とか何とかなって、もう動けんようになったら、 息子さんや娘さんのほうへ行ったら、ほんならもうそこは空き家になって、 田んぼから何から全部もうなしになってな。

樫村浩二委員

そうなんです。だけん、今まだ、まぎらな話をしとるけど、今までにもね。

岩澤佳宣委員

もうそんなとこ多い。

樫村浩二委員

ですよね。

岩澤佳宣委員

もう黙っておらんようになるとこ、ようけあるんや。

樫村浩二委員

ほんなら、そない言いもってやるしかないね。そういう、出てきたらもう、ほんなら、しゃあないな、しゃあないな、しゃあないなす。

議長 (会長)

まあ今やるべきことをやるしかないわ。

樫村浩二委員

そうやね。まあ、そない言わんと、頑張って管理してくれやいうて言うぐらいかな。

議長 (会長)

そう、今のとこはな。

岩澤佳宣委員

1年に一遍、巡回しよるやろ。ほんなら、いつの間にかその家、もう住みよらんのや。ほな、そのぐるりの田んぼ、管理しよった分も全部そのままになっとる。ほんなら、1年目はまあ雑草ぐらいで済んどるけど、もう2年目ぐらいからはもう木が生えたりなってきて。

樫村浩二委員

そうや。もう早いですわ、雑草は。

岩澤佳宣委員

ほんでもう3年、4年したら、もう家自体もわやになって。

樫村浩二委員

わやになる。作っとる者が管理せんかったらね、すぐ生えてくる。

岩澤佳宣委員

もうおらんようになるんや、僕らでは分からん。

樫村浩二委員

まあまあ、そういうような問題が出てきつつあるので。

議長 (会長)

これから多くなると思いますけど、皆さん、いい案があったらどんどん出していただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、農地集積専門員から何か。

農地中間管理

ございません。

機構

議長 (会長)

以上をもちまして、令和6年3月農業委員会定例会を閉会と致します。慎重なる審議を頂き、お礼申し上げます。

(2時54分閉会)

各議案毎の採決結果(議長は可否は	こ入らず)
・農地法第3条に基づく申請審議に	こついて
賛成委員・・・・・・16名	反対委員・・・・・・0名
・非農地証明願いについて	
賛成委員・・・・・16名	反対委員・・・・・0名
・農地法第4条に基づく申請審議に	こついて
賛成委員・・・・・16名	反対委員・・・・・・0名
・農地法第5条に基づく申請審議に	こついて
賛成委員・・・・・16名	反対委員・・・・・・0名
・農用地利用集積計画の審議につい	
賛成委員・・・・・16名	反対委員・・・・・・0名
・農業経営改善計画の審査について	
賛成委員・・・・・・16名	反対委員・・・・・・0名
・青年等就農計画の審査について	
賛成委員・・・・・16名	反対委員・・・・・・0名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長 (議長)

署名委員 2番

署名委員 3番